

**佐賀県告示第二百三十四号**

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

平成二十一年六月五日

佐賀県知事 古川 康

隅田病院	名称	伊万里市立花町四〇〇〇番地	所在地	医療法人精仁会	開設者	平成二二年六月一日	撤回年月日
------	----	---------------	-----	---------	-----	-----------	-------